

# 正しく知ろう！

## インターネットリテラシー

～誰もが被害者にも加害者にもならないために～



1

インターネットは、情報収集、交流、消費、学習などの手段として、仕事や生活等において、幅広い年齢層で利用されており、我々の生活から切り離すことができないツールとなっています。

一方で、インターネット上には正しい情報と偽情報が混在しており、安易にインターネット上の情報を信じてしまうと、自分だけでなく周囲の人にも様々な不利益が生じる可能性があります。

インターネットを安全に利用するためには、インターネット上の情報を正しく理解・判断・活用する力（インターネットリテラシー）が欠かせません。インターネットリテラシーは、常に新しい情報に関心を持って「知識」と「意識」のアップデートを心がけることが大切です。

### 情報の真偽を見極めることが重要です

インターネット上で発信されている情報は、全てが真実とは限りません。人を混乱させるためにわざと発信されるウソの情報や、勘違いによって流通・拡散される誤った情報もあります。そのため、情報の真偽を確かめることがとても重要です。

インターネット上の偽・誤情報を信じて、特定の人物や出来事などの誤った情報の投稿をしたり、その投稿を流通・拡散させたりした場合、偽計業務妨害や詐欺の罪に問われたり、損害賠償責任を負う場合もあります。

### 個人情報の流出は危険です！

インターネット上で個人情報や写真（画像）を発信すると、自宅の住所が特定される、趣味・嗜好・家族構成などを特定されてしまうリスクが生じます。その結果、詐欺・脅迫・ストーカー行為などの犯罪被害につながってしまう恐れがあります。

#### 【事例】

- ・インターネット上で出会った異性に、性的画像の交換を持ちかけられ、画像や動画を送信すると、「裸の画像をお前の知り合いに送るぞ」などと脅迫し、電子マネーなどを脅し取られた。
- ・インターネットに投稿した写真に写り込んでいる建物や背景から、住所等を特定されてストーカー行為の被害を受けた。



### インターネットの発信には責任が伴います

受け手の顔が見えなくても、情報発信の先にはその情報を受け取る生身の人があります。もし、自分が同じことを言われたらどう感じるか、投稿する前に考える必要があります。誰かが投稿した誹謗中傷に、安易に同調したり、拡散する行為も、他人を傷つけてしまいます。

対面や実名では言えないような攻撃的な表現は避けましょう。インターネットは決して匿名の空間ではありません。発信者情報開示請求等の手続きにより、発信者の特定が可能です。差別的な内容や人の尊厳を傷つける内容の情報は発信すべきではありません。



# インターネット上での人権侵害にあったときは

インターネット上での誹謗中傷や差別的な情報発信による人権侵害が起っています。県民を被害者にも加害者にもさせないため、鳥取県では「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正しました。〔令和8年1月25日施行〕

インターネット上での差別行為等による人権侵害を受けた方のご相談をお受けし、侵害情報の削除要請等の支援を行います。

インターネット上の投稿にお困りの方、一人で悩まず、人権相談窓口にご相談ください。



## 〈鳥取県人権尊重の社会づくり条例 ～改正の概要～〉

- インターネット上の人権侵害に関する投稿に対し、県がご相談に応じます。
  - ・侵害情報の削除要請を支援します。
  - ・相談者からの申出に基づき、人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、プラットフォーム事業者又は侵害情報の発信者に対し、侵害情報の削除等を要請します。
  - ・発信者が削除要請に応じないときは、人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、発信者に対して侵害情報の削除を命令します。
- 命令を受けた者が命令に従わないときは、発信者の氏名や呼称等及び当該命令の内容を公表します。
- 命令に違反した者は、5万円以下の過料に処します。
- 削除要請等を行うにあたっては、表現の自由に配慮して慎重な手続を行います。
- 当事者が未成年者の場合、削除要請等を行うにあたっては、当事者の心身への影響に十分配慮します。
- インターネットの利用に関するリテラシー向上を積極的に推進します。



## 【人権相談窓口】

※SNSにかかる被害をはじめ、あらゆる人権に関する相談に応じます。

【東部】 鳥取県庁人権・同和対策課（鳥取市東町1丁目220）

☎0857-26-7677 ☎0857-26-8138

【中部】 中部総合事務所県民福祉局（倉吉市東蔵城町2）

☎0858-23-3270 ☎0858-23-3425

【西部】 西部総合事務所県民福祉局（米子市糀町1丁目160）

☎0859-31-9649 ☎0859-31-9639

◆受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

◆メール相談 [jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)

※メールでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



問合せ先：鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 人権・同和対策課

Tel 0857(26)7996 Fax 0857(26)8138 E-mail [jinken@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinken@pref.tottori.lg.jp)